

福岡市公開空地等を活用した賑わいづくり推進要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福岡市地域まちづくり推進要綱（以下「推進要綱」という。）第9条の規定に基づく「公開空地等活用計画」について、必要な事項を定めることにより、公開空地等を活用したまちの賑わいづくりを推進し、安全・安心で快適な魅力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「公開空地等」の定義は、以下に定めるところによる。

公開空地等 次に掲げる区域又は敷地において日常一般に開放されている空地又は建築物の内部空間

- (1) 都市計画法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画の区域
- (2) 建築基準法第59条の2第1項又は第86条第3項若しくは第4項の規定により、特定行政庁の許可を受けた建築物の敷地
- (3) 都市再生特別措置法第36条第1項に規定する都市再生特別地区の区域
- (4) 都市計画法第8条第1項第3号に規定する高度利用地区の区域
- (5) 都市計画法第8条第1項第4号に規定する特定街区の区域

(公開空地等活用計画の登録)

第3条 推進要綱第9条第1項の規定による公開空地等活用計画の登録を受けようとする地域まちづくり協議会は、公開空地等活用計画登録申請書（様式第1号）及び公開空地等活用計画の案を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

| 必要書類 | 記載内容等 |
|--|---|
| (1) 活用する公開空地等における登録の有効期間中の活用の内容を記した運営計画書 | <ul style="list-style-type: none">・公開空地等活用計画の目的及び活用の方針・公益性を有するイベントの選定基準・公開空地等の種類、活用面積、所在地、活用目的（行為）・まちづくり活動への協力・安全対策（イベント開催等にかかる各種届け出等）・活用予定表 |
| (2) 活用する公開空地等を所有、又は管理する者が確認できる書類 | <ul style="list-style-type: none">・賃貸借契約書、管理業務委託契約書等 |
| (3) 活用する公開空地等を所有し、又は管理する者に代わって当該公開空地等を活用することができる者であることを証する書類（申請者が公開空地等を所有、又は管理する者でない場合に限る） | <ul style="list-style-type: none">・公開空地等の所有者又は管理者からの同意書 |
| (4) 公開空地等活用計画の概要 | |

- 3 市長は、第1項の申請書の提出を受けた場合において、当該公開空地等活用計画の案が推進要綱第9条第1項各号のいずれにも該当すると認めるときは、公開空地等活用計画として登録し、その旨を当該地域まちづくり協議会の代表者に通知する。
- 4 前項の通知（第6条第2項及び第7条第2項において準用する場合を含む。）は、公開空地等活用計画登録等通知書（様式第2号）により行う。
- 5 市長は、前項の通知をした場合は、速やかに公開空地等活用計画登録簿（様式第3号）を作成する。
- 6 推進要綱第9条第2項に規定する公表は、福岡市ホームページ等に次に掲げる事項を掲載して行うものとする。
 - (1) 団体名
 - (2) 代表者氏名
 - (3) 公開空地等活用計画の概要
 - (4) 登録年月日及び登録期間

（公開空地等の活用目的及び活用範囲）

第4条 公開空地等の活用目的は次に掲げるものとする。但し、活用にあたり市街地環境を害するおそれがあると判断されるものを除く。

- (1) 公益性を有するイベント等に付随する物販又はサービス提供等
 - (2) オープンカフェ（テラス営業等）
 - (3) 物販店舗（キッチンカー、テイクアウト等）
 - (4) ワークショップ、文化活動等
 - (5) モビリティポート等交通環境の向上に寄与するもの
 - (6) その他、まちづくりに資するもの
- 2 前項第2号から第6号に掲げる活用目的による公開空地等の活用範囲は、敷地内公開空地合計面積（地区計画で定める主要な公共施設又は地区施設は施設ごと）の50%以下とする。
 - 3 第1項に掲げる活用目的による公開空地等の活用範囲について、空地の本来の機能が阻害される場合や市街地環境を害するおそれがあると判断される範囲は含めないものとする。

（公開空地等の活用範囲の特例）

第5条 公開空地等の活用範囲について、原則として歩行者の通行の用に供する範囲を除く。但し、公開空地等の活用目的及び規模等を勘案し、次に掲げるいずれかに該当する場合は、歩行者の通行の用に供する範囲の一部又は全てを活用することができる。

- (1) 歩行者の通行の用に供する範囲と前面道路の歩道又は自転車歩行者道内の自転車通行部分の指定範囲を除く部分を合わせ有効幅員3.5m以上（歩道部分が自転車歩行者道であり通行部分の指定が無い場合は5.5m以上）の歩行者空間を確保している場合
- (2) 前面道路が道路法第48条の20第1項の規定により指定された歩行者利便増進道路等、歩行者の安全かつ円滑な通行が確保されている場合
- (3) その他市長が認めるもの

(公開空地等活用計画の登録の変更)

第6条 地域まちづくり協議会は、第3条第1項の申請書又は同条第2項の書類に記載した事項に変更(次に掲げるもの(第3項において「軽微な変更」という。)を除く。)を生じたときは、速やかに、公開空地等活用計画登録変更等(申請・届出)書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 公開空地等活用計画の名称の変更
- (2) 現況図、現況データ等の変更
- (3) その他市長が認めるもの

2 第3条第2項から第4項までの規定は、公開空地等活用計画の登録の変更について準用する。この場合において、同条第2項中「次に掲げる書類」とあるのは、「次に掲げる書類のうち変更を生じた内容を証する書類」と読み替えるものとする。

3 地域まちづくり協議会は、第3条第1項の申請書又は同条第2項の書類に記載した事項に軽微な変更を生じたときは、速やかに、公開空地等活用計画登録変更等(申請・届出)書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(公開空地等活用計画の登録期間の延長)

第7条 推進要綱第9条第3項に規定する公開空地等活用計画の登録期間の延長をしようとする地域まちづくり協議会は、当該登録期間の満了の日の30日前までに、公開空地等活用計画登録変更等(申請・届出)書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 第3条第2項から第4項までの規定は、公開空地等活用計画の登録の延長について準用する。この場合において、同条第2項中「次に掲げる書類」とあるのは、「次に掲げる書類のうち市長が指定する書類」と読み替えるものとする。

3 市長は、第1項の申請書の提出を受けた場合は、第3条第3項による公開空地等活用計画の登録を行った日から起算して3年を経過した日の属する年度の末日まで、当該期間を延長することができる。

(公開空地等活用計画の登録の廃止及び取消し)

第8条 推進要綱第9条第3項に基づき登録の廃止をしようとする地域まちづくり協議会は、あらかじめ、公開空地等を所有、又は管理する者へその意向を確認した上で、公開空地等活用計画登録変更等(申請・届出)書(様式第4号)を市長に届け出なければならない。

2 市長は、第3条第1項及び第2項並びに第6条第1項及び第2項の内容に虚偽が判明した場合は、公開空地等活用計画の登録を取り消すことができる。

3 市長は、第1項の届出を受けた場合及び前項の規定による公開空地等活用計画の登録の取消しを行う場合は、公開空地等活用計画登録等通知書(様式第2号)を当該地域まちづくり協議会の代表者に通知する。

(まちづくり活動への協力)

第9条 地域まちづくり協議会は、まちの賑わい創出や魅力づくりを推進し、安全・安心で快適な魅力あるまちづくりを行うため、第10条に規定する実施計画に記載する事業の事業者に対し、地域まちづくり協議会が取り組むまちづくり活動への参加を求めることや、事業者から当該事業の収益

の一部をまちづくり協力金として受け取り、自らが行うまちづくり活動に係る経費に充てることができる。

(実施計画)

第10条 地域まちづくり協議会は、第3条第3項の登録を受けた時は速やかに、公開空地等活用計画を踏まえ、当該年度の実施計画を市長へ提出し、以降毎年3月31日までに次年度の実施計画を市長へ提出しなければならない。

2 前項に掲げる実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 要綱に基づく公開空地等の活用の予定（第4条第1項第2号から第6号に規定する活用目的に該当する場合は、公開空地等の活用範囲を示す配置図を添付すること）

(2) 前条に規定するまちづくり活動への協力の内容

(3) まちづくり協力金を受け取る場合は、受領予定額及びその活用の予定

3 前項に規定する事項が定まっていない公開空地等については、活用予定である旨を記載すること。

(実施計画の変更)

第11条 前条に規定する実施計画に変更が生じた場合は、速やかに市長へ提出しなければならない。但し、軽微な変更は除く。

2 前条第3項の規定による公開空地等については、活用を開始する10日前までに、前条第2項に規定する内容を市長に提出しなければならない。

3 市長は、地域まちづくり協議会に対し、前条に規定する実施計画の内容について、協議の上、変更を求めることができる。地域まちづくり協議会は、協議の結果をもって、実施計画の変更を努めなければならない。

(公開空地等活用の是正及び中止)

第12条 市長は、地域まちづくり協議会に対し、公開空地等の活用により、市街地環境を害していると判断される場合等においては、活用の是正又は中止を求めることができる。この場合、地域まちづくり協議会は直ちに是正又は中止しなければならない。

(活動実績)

第13条 地域まちづくり協議会は、第10条に規定する実施計画に基づく前年度の活動実績を速やかに市長へ報告するとともに、公表するものとする。

2 前項に定める報告は、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 第10条に規定する実施計画に基づく公開空地等ごとの活用の実績

(2) 第9条に規定するまちづくり活動への協力の実績

(3) まちづくり協力金を受け取った場合は、受領額及びその活用の実績

(効果検証への協力)

第14条 地域まちづくり協議会は、市長が求める場合は、公開空地等の活用によるまちづくりへの効果検証に協力しなければならない。なお、その内容については、協議の上、決定するものとする。

(公表)

第15条 市長は、第3条の公開空地等活用計画の登録又は第6条から第8条までの規定による公開空地等活用計画の登録の変更、延長、廃止若しくは取消しをしたときは、速やかにその旨を公表する。

(施行期間)

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 2年10月 1日から施行する。

この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 5年 5月 9日から施行する。